

答 申 第 107 号
令和 7 年 6 月 9 日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和 6 年 3 月 25 日 付け青監第1040号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

工事設計書予定価格算定書類一式についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

実施機関は、別表のア欄に掲げる文書に記載されている情報のうち、見積金額を算定した法人の名称及び当該法人を特定することができる部分並びに当該法人の従業員の氏名及び印影を不開示とすることが妥当であり、また、別表のエ欄に掲げる文書（保有していないことを理由として不開示としたものに限る。）を不開示としたことは妥当であるが、開示請求に係る行政文書として別表のキ欄記載の見積依頼書及び見積書を特定しなかったことは妥当でなく、これらを特定した上で、開示、一部開示又は不開示の決定をすべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 5 年 12 月 7 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、地域県民局地域整備部（以下「地域整備部」という。）において発注された次の(1)から(6)までに掲げる工事ごとに、「工事設計書（当初）の予定価格を算定するために使用された、資機材の単価見積の依頼書、積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書、依頼先から提出された見積書、提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・単価決定した書類）（但し、当該工事の入札参加者に対しての依頼者、提出された見積書及び提出された見積書を整理した資料は除く。）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 東青地域整備部発注に係る承街第 130-1 号 3・5・4 号堤町通り浜田線道路改築工事、承広連第 112-6 号後平馬屋尻線交付金（道路改築）工事及び繰大特河第 5-5 号貴船川大規模特定河川工事
- (2) 中南地域整備部発注に係る繰第 4340 号碓ヶ関大鰐停車場線道路改良工事
- (3) 三八地域整備部発注に係る承街第 310-1 号 3・5・1 沼館三日町線道路改築工事、承広連第 114-3 号八戸環状線道路改良工事、広域第 9-2 号馬淵川広域河川改修（関根川原地区）工事
- (4) 西北地域整備部発注に係る承大特河第 52-5 号金木川大規模特定河川工事及び交

債広連第113-1号五所川原岩木線道路改良工事

(5) 上北地域整備部発注に係る承第5-81-6号国道279号道路改良（北BP）工事、承補第348-1号後平青森線道路改良工事及び第229-1号東北横浜線道路改良工事

(6) 下北地域整備部発注に係る承第5-51-12号国道279号（むつ南バイパス）道路改良工事及び繰大更河第1-3号新田名部川大規模更新河川工事

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として別表ア欄記載の行政文書を特定した上で、別表ウ欄記載の部分をエ欄記載の理由により不開示とする行政文書一部開示決定（以下地域整備部ごとに「本件処分1」ないし「本件処分6」といい、これらを「本件各処分」と総称する。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年2月21日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件各処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 開示しない部分及びその理由について

(ア) 通知書の開示しない部分及びその部分の開示をしない理由には、条例第7条第1号該当、同条第3号該当、若しくは請求対象の行政文書を作成・取得していないと記載されている。

(イ) これらの記載のうち、「会社印および代表者印の印影」については、公に

することにより偽造等のおそれが否定できず、条例第7条第3号イに規定する当該法人に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、この理由をもってしてこの部分を開示しないとされることには異議はない。

(ウ) 加えて、これらの記載のうち、「担当者の氏名」「担当者の印影」については、特定の個人を識別できるものと認められることから、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報に当たり、かつ、これは同号の但し書きイ、ロ、ハのいずれにも該当しないため、この理由をもってしてこの部分を開示しないとされることには異議はない。

(エ) 国の情報公開・個人情報保護審査会の過去の答申に「一般に、ある法人に係る情報を公にすることにより、法第5条第2号イにおいて不開示事由とされている当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを生じさせるか否かを判断するに当たっては、法人には様々な種類・性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人の種類・性格や憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等に応じ、当該法人の権利保護の必要性並びに当該法人と行政等との関係を十分考慮して適切に判断する必要がある。そのため、上記「正当な利益」の有無の判断に際しては、判断要素の一つとして、当該行政文書を作成する根拠となった法律における当該情報の位置付けや取扱い等をも考慮して判断すべきものと解される。」と記載されている。

(オ) 今回の開示しない部分及びその部分の開示をしない理由には、どのような種類・性格の法人であるのか、憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等などが全く記載されていない。

(カ) たとえば、開示しない部分及びその部分の開示をしない理由を「見積書のうち添付詳細仕様書の一部については、当該法人の技術力、ノウハウ、創意工夫により作成する情報で、これらを公にする事により、第三者が模倣することが可能となり、結果として当該事業を営んでいる法人又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第3号イに該当するため開示しないこととした。」と記載することもあると考える。

(キ) 今回の開示しない部分及びその部分の開示をしない理由には、単に条例の条文をなぞった記載のみで、上記の下線部分のように「情報の種別・内容」と「公にする事によりどのような事象が発生するのか」が全く記載されていない。

(ク) 実施機関が通知を行う際には、青森県行政手続条例（平成7年7月青森県

条例第17号。以下「手続条例」という。)第8条第1項及び第2項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。

- (ケ) かかる趣旨に照らせば、この通知書には提示すべき開示しない部分及びその部分の開示をしない理由が十分に記載されておらず、開示請求者において、開示しないとされた行政文書の中の各記載箇所が条例第7条第3号の不開示事由に該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。
- (コ) しかしながら、実施機関の処分はこれらが明らかにされていない処分であるから、条例第7条の開示義務の規定及び手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、不当な処分である。

イ 「開示しない部分及びその部分の開示をしない理由」の判断基準

- (ア) 交付された行政文書の写しを確認したところ、たとえば「月刊建設単価、積算資料」の掲載単価が開示されたものと、開示されていないものが存在する。
- (イ) また、見積者からの提出単価が開示されたものと、開示されていないものが存在する。
- (ウ) 加えて、開示しない部分に該当しないところまで黒塗りとされたものが存在する。
- (エ) このように、実施機関の処分は、「開示しない部分及びその部分の開示をしない理由」の判断基準が統一されていない処分であるから、条例第7条の開示義務の規定及び手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、不当な処分である。

ウ 行政文書の全部を開示しないことの決定について

- (ア) 条例第8条第1項は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分を容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないことを定めたものである。
- (イ) 部分開示の規定は、原則開示の趣旨に即して設けられたものであるので、開示請求者の行政文書の開示を請求する権利ができるだけ尊重されるように判断すべきものとする。
- (ウ) 原処分は、どの不開示部分がどの不開示理由に該当するのか曖昧で、実施機関が従前の処分事例を参考として漫然と文書全体を不開示としたのではないか

という疑問等すら生じさせている。

- (エ) 例として本件処分4の通知では特定した行政文書（依頼先から提出された見積書）の全部が開示されていないが、一部を不開示にして開示することができない理由（若しくは特定した行政文書の全部を開示しないとした理由）を具体的に明示して通知すべきである。
- (オ) 審査請求人は、特定した行政文書においては、不開示情報とその他の情報（例えば、提出時の宛名、見積提出日付、見積依頼者が提示した見積一覧や金抜き設計（参考）などに記載された名称・規格・数量・単位・摘要、見積書そのものの様式名若しくは書式名称、ページ番号など）とを容易に区別することができ、かつ不開示情報が記録されている部分を除いた部分には有意な情報が記録されているものと考えている。特定された全ての行政文書については一部を不開示として開示すべきである。
- (カ) 以上のとおり、実施機関は、条例第8条第1項の部分開示の規定及び手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、不当な処分である。

エ 理由の提示の不備の瑕疵は、審査裁決において処分理由が明らかにされた場合であっても治癒されないことから（最高裁判所昭和47年12月5日第三小法廷判決）、本件各処分においても今後実施機関が再度理由の提示をなされたところであっても、理由の提示の不備の瑕疵が治癒されることはない。よって、本件各処分については、その余の点については判断するまでもなく、処分理由の提示に不備があり、取消しを免れない。

オ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等について

- (ア) 条例第13条には「第三者に対する意見書提出の機会の付与等」が定められている。
- (イ) 他の発注者においては、第三者に見積書を依頼する際に、提出された見積書が情報開示請求の対象となった場合について、あらかじめ意向確認を行っている事例がある。
- (ウ) 加えて、情報開示請求があった際に、条例第13条第2項の規定に沿って意見を照会する時間が必要となるため、その開示決定等の期間を延長した旨の通知した事例がある。
- (エ) さらに、上記(イ)や(ウ)の意向確認を経て第三者毎に開示しない部分が異なる処分がなされた部分開示決定通知書の事例がある。
- (オ) 処分庁は、上記のような手続きを経ずに一律に条例第7条第3号に該当するとした理由により各行政文書中の法人その他団体の名称、郵便番号、住所、代表者役職、代表者氏名、電話番号、FAX番号、ホームページのURLを開示しない

とされていると思われる。

(カ) 従って、処分庁は条例第13条に定められた手続きがなされないまま処分を行っていると思われることから不当な処分である。

カ 本件各処分により、審査請求人は、条例第5条の「開示請求権」を侵害されている。

キ 以上の点から、本件各処分の取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

(2) 反論書

ア 理由の提示の不備について

(ア) 一般的に「非開示決定又は部分開示決定をした場合、その処分通知及び審査請求手続きにおける弁明書において、実施機関は、いかなる法規を適用して処分がなされたかに加え、いかなる事実関係について、いかなる審査基準を適用したかも、その記載から了知しうる程度に記載すべきである。よって、実施機関は、処分通知等において、非開示事項のいずれに該当するかだけでなく、行政文書の開示をすることができない箇所とそれぞれの理由をできる限り具体的かつ明確に記載しなければならない。」と考える。

(イ) 青森県のウェブサイトに掲載されている「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」（以下「事務取扱要綱」という。）の第4の4の(10)のカ「4の部分を開示しない理由」欄（第9号様式）には「条例第7条の該当号及び開示しない具体的理由について、開示請求者が容易に理解できるよう記載するものとする。複数の号に該当する場合は、各号ごとにその理由を記載するものとし、欄内に記載しきれない場合は、別紙（任意様式）に記載の上、添付するものとする。」と記載されている。

(ウ) 実施機関が示された開示しない理由は、例えば本件処分2は「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」とある。根拠条例とされている条例第7条第3号イの規定には「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とあり、規定をそのまま引用した内容にとどまっており、開示請求者が容易に理解できるよう記載されていないのは明らかである。

(エ) 本件処分4にあつては、他の案件と異なり条例第7条第3号のイとロの規定をそのまま引用した内容にとどまっており、イ又はロ単体の理由で処分されたのか、若しくは両方の理由で処分されたのか不明である。これでは上記(ウ)と

同様に開示請求者が容易に理解できるよう記載されていないのは明らかである。

- (カ) 本件通知書の記載のみでは、本件開示部分に記載されている情報や当該部分を非開示とした具体的な理由が、明確に示されているとはいえない。
- (キ) 上記(ウ)と(エ)のような記載の方法は、開示請求者が開示実施行政文書入手し、行政文書名、開示された部分及び不開示部分の体裁等を検討することによって、ようやく不開示の理由を推測できる程度のものであって、理由提示を必要とする手続条例第8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものである。
- (ク) 本件処分3にあっては、弁明書で「当部に開示請求のあった対象工事3件のうち2件については、請求事項の文書を作成していないため不存在であり、全部不開示としたものである。」と弁明されているが、処分通知書では「当該工事については請求事項の文書が不存在であるため」と記載されている。これについては、元々存在しないのか、それとは廃棄もしくは無くしたのかも明記すべきとした判例もあるため、理由付記の要件を欠き違法であると考ええる。
- (ケ) 本件処分6にあっては、弁明書で「法人その他団体の印及び代表者印は、公にすることにより偽造等のおそれが否定できず、同条例第7条第3号イに規定する当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断したため、開示しないこととした。」と、処分通知書に比べ追記されている。また、「担当者氏名、承認者印及び担当者印は、特定の個人を識別できるものと認められることから、同条例第7条第1号に規定する個人に関する情報に当たり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため、開示しないこととした。」と弁明しているが、処分通知書ではこの条項を理由とした記載はない。よって、理由付記の要件を欠き違法であると考ええる。
- (コ) 実施機関は、今回の処分通知には明らかに理由の提示に不備があると認識し、例えば本件処分2の弁明書（後記第4の1(2)ア）で本件処分の理由の提示がなされたものと思われる。理由の提示に不備がなければ、このような提示は不要であったはずである。他の案件も同様であったものと考ええる。
- (コ) よって、実施機関は上記(ウ)、(エ)、(キ)、(ク)のことより理由の提示に不備があったことを認めた上で、弁明すべきであったと考える。
- (サ) さらに、本件処分5にあっては、弁明書で「開示請求書における具体的な記載からも、開示請求者において開示を求めている行政文書の種類、性質について十分に理解していることが推測される。そのことを前提とすれば、非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに当然知り得る場合と判断できるものであり、条文をなぞった記載だったとしても、理由の記載が不十分までとはいえないものである。」と記載されている。請求内容が詳細・具体的に記載されて

いるからとの理由をもって、処分の理由の記載が省略できるとする弁明は、理由提示を必要とする手続条例第8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであると考える。

イ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の公にすることについて

(ア) 各案件の弁明書では、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（以下「法人等情報」）を公にした際に、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると説明されている。

(イ) 逆に、法人等情報である見積書を公にした場合には、次のようなことが考えられる。

a 発注者側では、例えば

(a) 発注者の都合で資材価格等をダンピング・歩切することができなくなり、内部で定められた資材価格等の査定が適正に行われ、結果適正な価格で予定価格が算定される。

(b) 公にされた見積書の資材価格が吹っ掛けられている可能性があるとの情報提供がある。

(c) 上記の情報提供から次回から他の見積者に変更することで適正な価格で予定価格が算定できるようになる。

(d) 見積書で吹っ掛けた価格を提示した見積者は、今後工事業者等から見向きされなくなる恐れがあるので、結果として工事業者等と実際に取引する価格で見積書を作成することになる。

(e) 見積者間で、事前に見積書記載の価格を調整する行為が出来なくなり、結果適正な価格で予定価格が算定できるようになる。

(f) 見積依頼を口頭で行っていたことが判明するので、そのような行為ができなくなる。

(g) 発注者が特定の見積者に便宜を与える目的で、その見積者にだけに又は度々見積依頼をしていることが判明するので、そのような行為ができなくなる。

b 見積者側では、例えば

(a) 我が社は発注者から指名されて見積依頼があった（御用達見積業者である）として工事落札者業者若しくは工事入札参加者（以下「工事業者等」という。）などに営業を行うことができる。

(b) 工事業者等からの資材価格等の値下げ要求に対して、発注者に提供した見積書は適正な価格であるので応じられないと交渉ができるので、結果適正な利潤が確保できる。

ウ 行政文書の全部を開示しないことの決定について

(ア) 再度説明するが、本件処分4においては見積書を整理した行政文書は請求対

象文書として特定されている。

- (イ) 一方、見積依頼書と見積書は存在するはずなのに、請求対象文書として特定されていない。
- (ウ) この行政文書一部開示決定通知書においては、見積依頼書と見積書については、何も記載がない。
- (エ) 見積依頼書と見積書を保有しながら請求対象文書として特定していないので、条例第7条の開示義務の規定に違反しており、不当な処分である。
- (オ) また、見積依頼書と見積書を、全部開示しないことの決定の通知がなされていないことは条例第11条の開示請求に対する決定、通知等の規定と手続条例第8条第1項の理由の提示の規定に違反しており、不当な処分である。

エ 刊行物に記載されている出版社の情報について

- (ア) 本件処分4の弁明書には「今回の事案では、見積業者及び刊行物出版社（以下「出版社」）が営業活動をする上で当該見積業者しか持っていないノウハウ、知識、情報等を総合的に勘案した上で見積書及び刊行物を作成していることから、設計単価の見積書及び刊行物に記載されている見積業者及び出版社の情報を公開することで、当該見積業者及び出版社の競争上の地位や利益を害するおそれがあると考えたことから、条例第7条第3号に定める「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に該当すると判断したため一部不開示となったものである。」と記載されている。
- (イ) 工事設計内訳書や単価決定根拠資料等に記載された出版社の調査価格及び算術計算価格（出版社の調査価格と他の出版社の調査価格を平均等の算術計算した結果の価格）については、その刊行物の発刊から1カ月以上経過していることと、かつ、対象工事の契約が締結済みであることを条件に、開示に同意されていると聞いている。
- (ウ) 本件処分4については、2件の対象工事は共に令和5年3月3日に入札執行がなされている。
- (エ) 本案件は、令和5年12月7日付けの行政文書開示請求書にて行政文書の開示を請求し、令和5年12月13日から21日にかけて本件処分通知がされている。
- (オ) 開示された行政文書の写しを確認したところ、2022年12月号（令和4年12月号）と2023年1月号（令和5年1月号）の刊行物に記載された情報が使用されている。
- (カ) これらのことから、出版社が示しているところの開示の条件である刊行物の発刊から本処分通知時点で11カ月以上経過していることと、かつ、対象工事の契約が入札執行日から考えて締結済みであり、開示の条件を満たしている。

オ 処分の公平性と公正で民主的な手続きについて

- (ア) 例えば本件処分5の弁明書には「そのため、他の担当課等と『開示部分』と『不開示部分』が、異なっている事実を持って、不当な処分であるとは言えないものである。」との記載がある。他の案件も同様の趣旨の記述がなされている。
- (イ) 条例第1条には「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的とする。」と規定されている。
- (ウ) 手続条例第5条には「行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。」と規定されている。
- (エ) 本件各処分の処分者は全て「青森県知事宮下宗一郎」である。
- (オ) 案件毎に、請求対象行政文書の内容は、微細の部分で異なっているため、他の案件と異なる部分について「開示部分」と「不開示部分」があることは承服する。
- (カ) 一方、弁明では、全ての案件で平然と出先機関毎に処分の判断基準が異なることを肯定されている。
- (キ) 加えて、例えば本件処分5では「また、開示・不開示について統一的な基準もなく、担当課等において開示・不開示を判断することとされている」と統一的な審査基準が制定されていないと弁明されている。
- (ク) このような弁明から、実施機関が公正で民主的な県政運営となっていないことは明らかで、不当な処分であったものとする。
- (ケ) 加えて、これらの弁明書は、出先機関から提出のあった弁明書を、審査庁たる審査担当課からそのまま審査請求人に送付されている。一般的には、この送付は審査担当課もしくは審理員が、弁明者（処分者）を「青森県知事宮下宗一郎」にして弁明書を作成し、審査請求者に送付すべきであったと考える。
- (コ) また、開示決定等に対する審査請求についての実質的審理は、審査会が行うものだが、その前に事務取扱要綱の第5の4の(1)に「審査担当課は、適法な審査請求があった場合は、直ちに、当該審査請求に係る開示決定等が妥当であるかどうかを、処分担当課等とともに再検討を行うものとする。」と記載されている。今回は、改めての調査・検討などの再検討が不足していたと言わざるを得ない。
- (サ) このように公正で民主的な行政手続となっていないことから不当な処分である。

カ 行政文書に記載されている第三者の情報について

- (ア) 見積依頼先から提出された見積書（見積書辞退書を含む、以降同様）は、条例で言うところの法人等情報に該当する。
- (イ) 加えて、見積依頼先から提出された見積書は、不特定多数に配布されたもの（例えば価格表）でなければ法人等又は事業を営む個人（以下「見積書の著作者」という）の未公表著作物に該当する。
- (ウ) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）に基づき著作物を開示する場合、未公表著作物であ

- れば、著作者の公表権を害することとなり、また、複製物の交付により開示する場合、複製権等を害することとなる。
- (エ) 情報公開法の円滑な運用を図るためには、これらの権利との適切な調整を図る必要があり、整備法において、著作権法（昭和45年法律第48号）の改正が行われ、次の調整措置が講じられている。
- a 著作権法第18条3項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）について、開示に同意しない旨の意思表示をしていない場合には、情報公開法に基づく開示に同意したものとしてみなされること。
 - b 著作権法第18条4項1号に規定により、情報公開法に基づき、公益上の理由（情報公開法5条1号ロ、2号但し書き、7条）により開示する場合には、公表権を害することとはならないこと。
 - c 情報公開法に基づき、開示に必要な限度で見積書の複製等を行う場合には、財産権（複製権、公衆送信権・送信可能化権、上演権・演奏権、口述権、上映権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利、出版権、著作隣接権等）を害することとはならないこと。
 - d 著作権法第19条4項の規定により、情報公開法に基づき、開示するに際し、既に見積書の著作者が表示しているところに従って著作者名を表示するときには、氏名表示権を顧慮しなくてよいこと。
 - e 条例に基づき見積者の著作物を開示する場合についても、情報公開法と同様な規定に従って開示する限り、情報公開法における取扱いと同様とすること。
- (オ) 一般的に、「開示に同意しない旨の意思表示」は権利者（見積書の著作者）の側から積極的に行われなければならないが、したがって、見積依頼者の側としては、著作物を含む文書が提供された場合に、そのいちいちについて意思を確認する行為義務はなく、通常は権利者（見積書の著作者）が開示に同意したものとして扱えば足りることとなる。
- (カ) 上記の(イ)～(オ)については、青森県のウェブサイトに掲載されている「青森県情報公開条例の解釈・運用基準」や事務取扱要綱には記載はないが、他の県から公表されている情報公開条例の解釈運用等にも記載されている。
- (キ) 実施機関から交付された行政文書の写しである見積書を確認したところ、開示に同意しない旨の意思表示は見当たらなかった。
- (ク) よって、これらの見積書は著作権法第18条3項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）について、開示に同意しない旨の意思表示をしていないので、条例に基づく開示に同意したものとしてみなされる。
- (ケ) 条例第13条第1項は任意的意見聴取の規定で、同条第2項は必要的意見聴取の規定である。
- (コ) 同条第2項は、公にすることが認められる情報を開示する場合、及び不開示事項であるが開示が公益上特に必要であると認める場合に意見聴取を行うという趣旨の規定である。

- (サ) 同条第2項の趣旨を踏まえ、同条第1項の規定が任意的意見聴取であるものの、開示決定等をするに当たって実施機関は適格な判断を行うに当たり、見積書の著作者が開示に同意しているにも関わらず、実施機関が当該行政文書を開示しないとする処分の意思があるため、あえて見積書の著作者に対して、開示決定の時までに条例に基づく開示しない旨の意思表示があるのかを聞くことが必要であったと考える。
- (シ) しかしながら、全ての弁明書で著作権法と情報公開法及び条例との間での調整措置を踏まえて弁明されていない。
- (ス) このようなことから、著作権法第18条3項の規定により見積書の著作者が開示に同意しているにも関わらず非開示としており違法であると考え。
- (セ) また、あらかじめ見積依頼書の見積条件等で情報開示請求時の取扱いを記載せず、かつ、実施機関が条例第13条第1項に定められた手続きにより見積書の著作者の意思確認をしないまま開示しないとした処分がなされており、違法な処分であったことにはかわりない。
- (ソ) 以上のことより、見積書については審査請求書のアの(ア)、(イ)及び(ウ)の部分を除いて、開示、見積依頼書や見積書整理資料についても同様に開示すべきであったと考える。

キ 本案件についての審査会の答申について

- (ア) 本案件は理由付記として不十分であり、非開示情報の非開示理由の該当性について判断せず、処分取消の答申を行うことも考えられるが、かかる答申をした後、実施機関が理由を追加・変更した上で、同一の部分再度非開示とする可能性があり、審査請求人は当該処分に対して審査請求を行い、改めて審議することになり、非効率となる。
- (イ) また、審査請求人は、本件各処分を取り消し、行政文書開示決定を求める旨を主張しているため、審査会におかれては本件各処分の違法性及び不当性の全般を審査の対象とすること。
- (ウ) このため、紛争の一回的解決の利益を重視し、非開示情報の非開示理由の該当性について判断した上で答申をお願いする。

(3) 意見書

ア 著作権法第18条第3項の規定についての補足意見

- (ア) 見積依頼先から提出された見積書は、基本的に見積書の書式は自由であり、内容、金額、納期など取引に関する条件などが明確にわかるようにデザインされていることが重要で、かつ、自社のイメージに合ったもの（色使い、書体、配置・レイアウトなど）で作成されており、「思想又は感情を創作的に表現したもの」であり著作権法第2条第1項第1号の著作物にあたる。
- (イ) したがって、見積依頼先から提出の見積書については、著作権法第18条第1

項の公表権が存することを踏まえ、当該公表権を侵害せぬよう公表すべきで、同法第18条第3項第3号は、未公表著作物を、別段の意思表示をせず、実施機関に提供した場合、同号所定の条例の規定により公衆に提供又は提示することに同意したものとみなし開示すべきであるとする。

イ 「見積書に記載された代表取締役」について

- (ア) 回答書面の質問事項1の答(1)の「・訂正部分に係る不開示理由及び根拠」では、条例『第7条第1号該当：見積書に記載された「代表取締役、担当者等の氏名」及び「担当者印の印影」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。』と記載されている。
- (イ) ここで言うところの見積書に記載された代表取締役は、情報公開制度の中では個人ではあるものの法人名とその関連情報として一体として扱われている。
- (ウ) よって、見積書に記載された代表取締役が条例第7条第1号に該当するとしたことは不相当と考える。

ウ 「見積書に記載された郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号」について

- (ア) 回答書面の質問事項1の答(2)の「・訂正部分に係る不開示理由及び根拠」では、『条例第7条第1号該当：見積書に記載された「郵便番号」、「住所」、「電話番号」及び「FAX番号」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため』と記載されている。
- (イ) ここで言うところの見積書に記載された郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号は、情報公開制度の中では法人名とその関連情報として一体として扱われている。
- (ウ) よって、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号については条例第7条第1号に該当するとしたことは不相当と考える。

エ 「見積書に記載された担当者印の印影」について

- (ア) 回答書面の質問事項1の答(2)の「・訂正部分に係る不開示理由及び根拠」では、『条例第7条第3号該当：見積書に記載された「営業所長氏名」及び「担当者印の印影」については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。』と記載されている。
- (イ) ここで言うところの見積書に記載された担当者印の印影は、情報公開制度の中では個人に関する情報として扱われている。

(ウ) よって、見積書に記載された担当者印の印影は、条例第7条第3号に該当するとしたことは不適當と考える。

オ 「見積書に係る支店長氏名」と「担当者印の印影」について

(ア) 回答書面の質問事項1の答(3)の「・訂正部分に係る不開示理由及び根拠」では、『条例第7条第1号該当：見積書に係る「支店長氏名」、「担当者氏名」及び「担当者印の印影」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。』と記載されている。

(イ) ここで言うところの見積書に係る支店長名は、仮に支店長が当該法人の取締役であった場合は情報公開制度の中では個人ではあるものの法人名とその関連情報として一体として扱われている。

(ウ) よって、見積書に係る支店長名については、支店長が法人の取締役であった場合には、条例第7条第1号に該当するとしたことは不適當と考える。

カ 「住所」について

(ア) 回答書面の質問事項5の答1の「・訂正部分に係る不開示理由及び根拠」では、『個人氏名、住所』を不開示とした理由は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないことによるためであり、根拠は条例第7条第1号に該当することによる。』と記載されている。

(イ) ここで言うところの「住所」は、情報公開制度の中では法人名とその関連情報として一体として扱われている。

(ウ) よって、見積書に係る住所が条例第7条第1号に該当するとしたことは不適當と考える。

キ 「代表者役職、代表者氏名」について

(ア) 回答書面では、『「代表者役職、代表者氏名」、「担当者氏名」及び「承認者印及び担当者印の印影」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しない』と記載されている。

(イ) ここで言うところの「代表者役職、代表者氏名」は、情報公開制度の中では個人ではあるものの法人名とその関連情報として一体として扱われている。

(ウ) よって、「代表者役職、代表者氏名」が条例第7条第1号に該当するとしたことは不適當と考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件各処分の理由は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

(1) 本件処分1 関係

ア 審査請求人が引用する国の情報公開・個人情報保護会審査会の答申は、実施機関が「正当な利益を害するおそれを生じさせるか否かを判断するに当たって」踏まえるべき点について述べており、理由の全てを記載することまでを求めたものではない。

また、「警視庁情報非開示決定処分取消請求事件」（最1小判平4年12月10日）では、理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」とされている。

さらに、手続条例第8条においては、理由の提示が義務付けられてはいるものの、その付記の程度までは定められていないことから、本事案で一部不開示とした理由の記載が不十分とはいえない。

イ 青森県では、「行政文書の特定に関すること。」「開示決定及び決定通知に関すること。」について、担当課等（行政文書を保有する本庁各課、出先機関の各内部組織等）が開示・不開示を判断することとされている。

そのため、本件処分1の内容と、他出先機関の開示部分、不開示部分が、完全に一致していない（異なっている）事実をもって、不当な処分であるとはいえない。

ウ 全部不開示とした文書なし。

エ 条例第13条では、第1項で任意での意見書の提出の機会付与を、第2項で意見書の提出の機会付与の義務をそれぞれ規定しているものである。

第2項については、以下の場合に実施しなければならないこととされている。

- 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が含まれている文書を開示しようとする場合
- 不開示情報が含まれているものの、公益上特に必要があると認め、開示する場合

今回、第2項に該当する文書ではないことから、第三者への意見書の提出の機会付与は義務ではない。また、第1項の規定による任意の意見書の提出を実施していないことが不当と評価されるものではない。

これは、実施機関が、第三者に生じる影響を回避することを想定しているものであり、一度開示されてしまった場合には取り返しがつかないものである。また、不開示事由に該当すると判断して不開示としている限りにおいて、第三者の意見聴取を行わないことは任意とされている制度上、首肯されているものと考ええる。

以上のことから本件は、違法又は不当のいずれでもない。

(2) 本件処分2 関係

ア 見積業者が営業活動をする上で自社しか持っていないノウハウ、知識、情報等を総合的に勘案した上で見積書を作成していることから、設計単価の見積書に記載されている見積業者の情報を公開することで、当該見積業者の競争上の地位や利益を害するおそれがあると判断したため、今回の一部開示決定をしたものである。

また、当該行政文書一部開示決定通知書の記載事項1、2、4、5及び開示文書の内容から、非開示とした会社名が、工事設計書作成の基礎資料として県の依頼に応じて見積書を提出した業者の情報であることは明らかであり、一部開示決定通知書の5(2)に記載した内容から上記の「当該見積業者の競争上の地位や利益を害するおそれがあると判断した」理由を容易に了知し得る場合と判断できるものであり、条文をなぞった記載だったとしても、理由の記載が不十分とまではいえない。

イ 本県では、行政文書を保有する所属が開示・不開示の判断をしており、本件処分2の開示・不開示の判断基準が他と完全に一致していないからといって、ただちに不当であるとまでは言い切れないと考えている。

ウ 対象となる開示文書は存在していない。

エ 条例第13条第2項では意見書の提出の機会付与の義務が規定されているが、今回は第2項に該当する文書ではないことから、第三者への提出の機会付与は義務ではなく、したがって不当とは考えていない。

(3) 本件処分3 関係

ア 本件において、条例第7条第3号により一部開示とした「見積書」は、企業による営業上の戦略により設定される「単価」が記載されており、法人名を公表することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、今回の決定をしたものである。また、この理由については容易に了知し得ると判断し、条

例第8条第1項の理由の提示についても規定に違反しているものではないと考える。

イ 行政文書開示請求があった場合、該当する行政文書を保有する各所属（行政文書を保有する本庁各課、出先機関の各内部組織等）において、開示不開示の判断をしていることから、所属における決定の処分が完全に一致していない事実をもって、不当な処分であるとはいえないものである。

ウ 当部に開示請求のあった対象工事3件のうち2件については、請求事項の文書を作成していないため不存在であり、全部不開示としたものである。また、残りの1件については、行政文書一部開示決定通知書に記載のとおり、条例第7条第3号に該当するものとして一部開示の決定をしたものである。この不開示とした部分については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法人等情報であり、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではないと判断し、一部開示の決定をしたものであり、条例第8条第1項及び手続条例第8条第1項の理由の提示についても規定に違反しているものではないと考える。

エ 条例第13条第1項は、開示情報について、当該情報に係る第三者に対し意見書を提出する機会を与えることができる任意の規定であり、また、同条第2項では、公にすることが必要であると認められる情報を開示する場合、及び不開示情報であるが公益上特に必要であると認められる場合において、意見書を提出する機会を与えなければならないことと規定されている。本件については、開示する情報について、条例第13条第1項による意見書を提出する機会を与える義務はなく、また、同条第2項に該当する情報を開示するものでもなく、この決定は不当な処分ではないものである。

(4) 本件処分4 関係

ア 見積業者及び出版社が営業活動をする上で自社しか持っていないノウハウ、知識、情報等を総合的に勘案した上で見積書を作成していることから、設計単価の見積書及び刊行物に記載されている見積業者及び出版社の情報を公開することで、当該見積業者の競争上の地位や利益を害するおそれがあると判断したため、今回の一部開示決定をしたものである。

また、当該行政文書一部開示決定通知書の記載事項1、2、4、5及び開示文書の内容から、非開示とした単価が、工事設計書作成の基礎資料として県の依頼に応じて見積書を提出した業者の情報であることは明らかであり、一部開示決定通知書の5(2)に記載した内容から上記の「当該見積業者の競争上の地位や利益を害するおそれがあると判断した」理由を容易に了知し得る場合と判断できるものであり、条文をなぞった記載だったとしても、理由の記載が不十分とまではいえない。

イ 本県では、行政文書を保有する所属が開示・不開示の判断をしており、本件処分4の開示・不開示の判断基準が他と完全に一致していないからといって、ただちに不当であるとまでは言い切れないと考えている。

ウ 対象となる開示文書は存在していない。

エ 条例第13条第2項では意見書の提出の機会付与の義務が規定されているが、今回は第2項に該当する文書ではないことから、第三者への提出の機会付与は義務ではなく、したがって不当とは考えていない。

(5) 本件処分5 関係

ア 開示請求人が引用している国の情報公開・個人情報保護審査会の答申は、実施機関が「正当な利益を害するおそれを生じさせるか否かを判断するに当たって」踏まえるべきことを述べており、理由の全てを記載することまでを求めたものではなく、また、「警視庁情報非開示決定処分取消請求事件」（最1小判平4年12月10日）では、「理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例7条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」とされている。

条例第7条第3号を理由に一部開示を決定した「見積書」は、法人の仕入値、利益率、取引状況等の様々な営業上の要件により個別設定される「単価」が記載された商取引において最初に提示される証憑書類とされるものであり、法人名等を公にすることにより、経営機密、営業上のノウハウが明らかになり、正当な利益を害するおそれがある文書である。

開示請求書における具体的な記載からも、開示請求者において開示を求めている行政文書の種類、性質について十分に理解していることが推測される。そのことを前提とすれば、非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに当然知り得る場合と判断できるものであり、条文をなぞった記載だったとしても、理由の記載が不十分とまではいえないものである。

イ 青森県では、「行政文書の検索及び特定に関すること。」及び「開示決定及び決定通知に関すること。」は、担当課等（行政文書を保有する本庁各課、出先機関の各内部組織等）が行う事務とされており、また、開示・不開示について統一的な基準もなく、担当課等において開示・不開示を判断することとされている。そのため、他の担当課等と「開示部分」「不開示部分」が、異なっている事実をもって、不当な処分であるとはいえないものである。

ウ 全部不開示と決定した行政文書は、保有していないことを理由に特定していないため、審査請求人が主張する事由には該当しないものである。

エ 条例第13条第1項は、任意での意見書の提出の機会付与を規定しているものであり、第三者への意見書の提出の機会付与を義務としていないことから、第1項の規定による任意の意見書の提出を実施していないことが不当処分とされるものではなく、また、開示されないことに関しては審査請求ができる一方、一度開示されてしまった場合には取り返しがつかないこととなる。この規定は担当課等が重要情報でないと判断して開示した結果、第三者に生じる影響を回避することを想定しているものであり、担当課等が不開示事由に該当すると判断して不開示としている限りにおいて、第三者の意見聴取を行わないことは、任意とされている制度上首肯されているものと考ええる。

なお、第2項で意見書の提出の機会付与の義務を規定している、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が含まれている文書を開示しようとする場合」及び「不開示情報が含まれているものの、公益上特に必要があると認め、開示する場合」には該当しないものである。

(6) 本件処分6 関係

ア 開示請求人が引用している国の情報公開・個人情報保護審査会の答申は、処分庁が開示不開示の判断をするにあたって、法人の種類・性格等に応じて当該法人の権利保護の必要性並びに当該法人と行政等との関係を十分に考慮することを述べているものであり、それを全て理由として記載することまでを求めたものではない。

また、手続条例第8条においては、理由の提示が義務付けられてはいるものの、その付記の程度までは定められていない。

よって、条文をなぞった記載であったとしても、理由の記載が不十分とはいえない。

イ 青森県では、開示不開示について統一的な判断基準があるわけではなく、担当課等（行政文書を保有する本庁各課、出先機関の各内部組織等）において開示不開示を判断することとされている。

そのため、本件各処分により開示された行政文書の写しの開示部分、不開示部分が異なっている事実をもって、不当な処分であるとは評価できない。

ウ 本件処分6では、「承第5-51-12号国道279号（むつ南バイパス）道路改良工事における資機材の単価見積の依頼書」「同工事における積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書」を全部不開示としているが、いずれも文書が不存在（作成していない）のため開示していないものであり、一部開示はできないものである。

エ 条例第13条では、第1項で任意での意見書の提出の機会付与を、第2項で意見書の提出の機会付与の義務をそれぞれ規定しているものであり、今回、一部開示決定処分により開示された行政文書の写しは、第2項には該当しない。このことから、第三者への意見書の提出の機会付与は義務ではなく、また、第1項の規定による任意の意見書の提出を実施していないことが不当と評価されるものではない。

2 当審査会からの質問事項について説明した書面

(1) 行政文書一部開示決定通知書での「開示しない部分」と実際の不開示部分とが一致していないものが認められることについて

ア 本件処分1 関係

(ア) 訂正後の開示しない部分

見積書に係る代表取締役、担当者等の氏名、法人名、担当者印及び会社印の印影、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号並びに登録単価決定根拠に係る法人名

(イ) 訂正部分に係る不開示理由及び根拠

条例第7条第1号該当：見積書に記載された「代表取締役、担当者等の氏名」及び「担当者印の印影」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

条例第7条第3号該当：見積書に記載された「法人名」、「会社印の印影」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」及び「FAX番号」並びに登録単価決定根拠に記載された「法人名」は公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

イ 本件処分2 関係

(ア) 開示しない部分に追加するもの

見積書に係る郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、営業所長氏名及び担当者印の印影

(イ) 訂正部分に係る不開示理由及び根拠

条例第7条第1号該当：見積書に記載された「郵便番号」、「住所」、「電話番号」及び「FAX番号」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

条例第7条第3号該当：見積書に記載された「営業所長氏名」及び「担当者印の印影」については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

ウ 本件処分3 関係

(ア) 訂正後の開示しない部分

見積書に係る郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、支店長氏名、担当者氏名、担当者印の印影及び会社印の印影並びに登録単価決定根拠に係る法人名

(イ) 訂正部分に係る不開示理由及び根拠

条例第7条第1号該当：見積書に係る「支店長氏名」、「担当者氏名」及び「担当者印の印影」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

条例第7条第3号該当：見積書に係る「法人名」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」及び「会社印の印影」並びに登録単価決定根拠に係る「法人名」については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

エ 本件処分4関係

(ア) 訂正後の開示しない部分

登録単価決定根拠に係る法人名

(イ) 訂正部分に係る不開示理由及び根拠

条例第7条第3号該当：登録単価決定根拠に係る「法人名」については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

オ 本件処分5関係

(ア) 開示しない部分に追加するもの

見積書に係る「取引金融機関の情報」、「口座名義情報」、「郵便番号」及び「担当者氏名」

(イ) 訂正部分に係る不開示理由及び根拠

条例第7条第1号該当：「担当者氏名」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。

条例第7条第3号該当：「取引金融機関の情報」、「口座名義情報」及び「郵便番号」は、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、経営機密、営業上のノウハウが明らかになり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

(2) 本件処分4における各者への見積依頼について、各者への見積依頼は口頭で行っており見積依頼書は作成していない。ただし、各者から提出された見積書が存在しており、本件開示請求に係る行政文書として本来特定すべきものであった。

(3) 審査請求人が前記第3の2(2)のエ(イ)において「工事設計内訳書や単価決定根拠資料等に記載された出版社の調査価格及び算術計算価格（出版社の調査価格と他の出版社の調査価格を平均等の算術計算した結果の価格）については、その刊行物の発刊から1カ月以上経過していることと、かつ、対象工事の契約が締結済みである

ことを条件に、開示に同意されていると聞いている」と主張している内容については、認める。

(4) 本件処分 1 に係る通知書について

ア 「開示しない部分」中の「個人氏名、住所」を不開示とした理由は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、条例第 7 条第 1 号ただし書のいずれにも該当しないことによるためであり、その根拠は条例第 7 条第 1 号に該当することによる。

イ 「登録単価決定根拠」について、「承街第130-1号3・4・5号堤町通り浜田線道路改築工事」分と「承広連第112-6号後平馬屋尻線交付金（道路改築）工事」分及び「繰大特河第5-5号貴船川大規模特定河川工事」分との間では不開示とした部分が異なっていることについては、「承広連第112-6号後平馬屋尻線交付金（道路改築）工事」分における不開示とした部分（法人名）は適切だったものであり、「承街第130-1号3・4・5号堤町通り浜田線道路改築工事」分及び「繰大特河第5-5号貴船川大規模特定河川工事」分における不開示とした部分は、本来開示とすべき部分を含んでおり、適切ではない。

(5) 本件処分 6 に係る通知書について

「開示しない部分」中の「代表者役職、代表者氏名」、「担当者氏名」及び「承認者印及び担当者印の印影」については、個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものであり、条例第 7 条第 1 号該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないためであり、その根拠は条例第 7 条第 1 号に該当することによる。

(6) 本件処分 2 に係る通知書について

「開示請求に係る行政文書として特定した行政文書の名称」欄に、本件開示請求で求められている「資機材の単価見積の依頼書」及び「積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書」に対応する記載がない理由は、公益財団法人青森県建設技術センターとの間で設計書の作成を委託しており、設計書のみを成果品として受領しているものである。

このため、当該工事の設計書に係る「資機材の単価見積の依頼書」及び「積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書」が存在していない。

よって、これら依頼書については不存在であることから、「開示しない部分」欄と「開示しない理由」欄にその旨をそれぞれ記載すべきであったものである。

(7) 本件開示請求で求められている「資機材の単価見積の依頼書」及び「積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書」に対応する行政文書について

ア 本件処分 1 に係る承街第130-1号3・5・4号堤町通り浜田線道路改築工事で特定した見積依頼書は、「資機材の単価見積の依頼書」である。

イ 本件処分 3 に係る承街第310-1号3・5・1沼館三日町線道路改築工事で特定した見積依頼書は、「資機材の単価見積の依頼書」である。

ウ 本件処分 6 に係る繰大更河第 1-3 号新田名部川大規模更新河川工事で特定した起案一式には、「資機材の単価見積の依頼書」及び「積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書」の双方が含まれるものである。

(8) 本件処分 3 に係る承広連第114-3号八戸環状線道路改良工事については、県単価及び物価資料を使用して積算しており、見積りを取っていないこと、広域第9-2号馬淵川広域河川改修（関根川原地区）工事については、県単価のみで積算しており、見積りを取っていないことから、本件開示請求で求められている行政文書を作成していない。

(9) 本件処分 5 に係る承第5-81-6号国道279号道路改良（北BP）工事、承補第348-1号後平青森線道路改良工事及び第229-1号東北横浜線道路改良工事について、「資機材の単価見積の依頼書」及び「積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書」は、条件を電話連絡により口頭提示したものであり、行政文書を作成していない。

(10) 本件処分 1 に係る承広連第112-6号後平馬屋尻線交付金（道路改築）工事については、公益財団法人青森県建設技術センターに対して設計書の作成を委託しており、設計書のみを成果品として受領しているものである。このため、当該工事の設計書に係る「資機材の単価見積の依頼書」及び「積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書」が存在していない。

また、繰大特河第5-5号貴船川大規模特定河川工事については、見積依頼を口頭により行っており、見積依頼書を作成していない。

これら依頼書については、行政文書として不存在であることから、「開示しない部分」欄と「開示しない理由」欄にその旨をそれぞれ記載すべきであったものである。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請

求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件各処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 不開示情報該当性について

審査請求人は、審査請求書において、本件各処分に理由付記の不備がある等と主張し、審査請求の趣旨として本件各処分を取り消すとの裁決を求めるとしている。

しかし、審査請求人は反論書で、仮に審査会が「非開示情報の非開示理由の該当性について判断せず、処分取消の答申を行うことも考えられるが、かかる答申をした後、実施機関が理由を追加・変更した上で、同一の部分を再度非開示とする可能性があり、審査請求人は当該処分に対して審査請求を行い、改めて審議することになり、非効率となる。」とし、審査会においては、本件各処分の違法性及び不当性の全般を審査の対象として、紛争の一回的解決の利益を重視し、本件各処分で不開示とされた部分の不開示情報該当性を判断するよう主張している。

また、本件各処分では、当初、別表のウ欄記載の部分がエ欄記載の理由により不開示とされていたところ、実施機関は当審査会からの質問に対する回答により、別表のオ欄記載の部分をカ欄記載の理由により不開示とする旨訂正している。

以上を踏まえ、当審査会は、別表のオ欄記載の部分をカ欄記載の理由により不開示とするものの妥当性を判断することとする。

なお、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示については、項を改めてその当否を判断する。

(1) 条例第7条第1号及び同条第3号の規定

ア 条例第7条第1号の趣旨

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとし、同号ただし書により、慣行として公にすることが予定されている情報等について、同号の不開示情報から除くこととしている。

イ 条例第7条第3号の趣旨

- (ア) 条例第7条第3号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」等を規定している。
- (イ) このうち、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。
- (ウ) また、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

(2) 不開示部分ごとの検討

ア 見積金額を算定した法人の名称

本件開示請求に係る行政文書として特定された「見積書」及び「登録単価決定根拠」には、見積金額を算定した法人（以下「法人」という。）の名称がその算定した見積金額とともに記載されており、本件処分2、本件処分3、本件処分5及び本件処分6では、条例第7条第3号に該当するとして不開示とされ、本件処分1及び本件処分4では当審査会からの質問に対する回答による訂正（以下「訂正」という。）後において、同様に不開示とするとされている。

一般に、見積金額は、見積書を作成した事業者が、当該見積項目に対し、要求される仕様・性能を判断し、調達又は製造等に必要な費用の計上について検討を行った後に算定するものであって、事業者の独自のノウハウに基づいて作成されるものであり、どの事業者がどのような見積金額を算定したかを公にすることは、当該事業者のノウハウを開示することと同じこととなるため、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

本件処分1から本件処分3まで並びに本件処分5及び本件処分6では、法人が算定した見積金額（以下「見積金額」という。）が開示されているところであり、見積金額に加えて法人の名称を公にすると、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法人の名称は、本件処分4において本件開示請求に係る行政文書として特定されている登録単価決定根拠に

記載されているものを含め、条例第7条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法人又はその支店若しくは営業所の印影、代表者等（従業員を除く。）の氏名、住所、電話番号、取引金融機関等

法人又はその支店若しくは営業所の印影、代表者等（従業員を除く。）の氏名、住所、電話番号及び取引金融機関等（以下これらを総称して「その他法人情報」という。）について、本件処分1から本件処分3まで及び本件処分6では条例第7条第1号及び同条第3号に該当するとして不開示とされ、訂正後においても同様とされているところ、これらの情報は法人を特定することができる部分であることから、上記アにおける法人の名称と同様条例第7条第3号イに該当し、同条第1号該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法人の従業員の氏名（その他法人情報に含まれる部分を除く。）及び印影

法人の従業員の氏名（その他法人情報に含まれる部分を除く。以下同じ。）及び印影について、本件処分1、本件処分3、本件処分5及び本件処分6では条例第7条第3号に、本件処分2では同条第1号に該当するとして、それぞれ不開示とされ、また、訂正後においては、本件処分1、本件処分3、本件処分5では同条第1号に、本件処分2では同条第3号に、本件処分6では同条第1号及び同条第3号に該当するとして、それぞれ不開示とするとされているところ、これらは特定の個人を識別することができる部分であるか、又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなる部分であり、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書には該当しないことから、同条第3号該当性について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 行政文書を保有していないことを理由とする不開示について

本件処分3、本件処分5及び本件処分6では、下表のとおり、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとして不開示とされたものがあるが、本件処分3及び本件処分5に係る実施機関の説明や本件処分6に係る通知書の記載に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、これらを不開示としたことは妥当である。

処分	工事名	左の工事に係る行政文書	左の行政文書を保有していない理由
本件処分3	承広連第114-3号 八戸環状線道路改良工事	・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ・依頼先から提出された見積書・提出された見積書を整理した資料（見積を集計、比較、価格決定した書類）	県単価及び物価資料を使用して積算しており、見積りを取っていないため
	広域第9-2号馬淵川広域河川改修（関根川原地区）工事	・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ・依頼先から提出された見積書・提出された見積書を整理した資料（見積を集計、比較、価格決定した書類）	県単価のみで積算しており、見積りを取っていないため
本件処分5	承第5-81-6号国道279号道路改良（北BP）工事	・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書	条件を電話連絡により口頭提示したものであり、行政文書を作成していないため
	承補第348-1号後平青森線道路改良工事		
	第229-1号東北横浜線道路改良工事		
本件処分6	承第5-51-12号国道279号（むつ南バイパス）道路改良工事	・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書	資機材の単価見積の依頼書については、法人への見積依頼を口頭により行ったことから作成していないため 積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書については、国土交通省土木工事標準積算基準書による歩掛で積算しており、積算歩掛等の見積依頼に係る文書を作成していないため

4 行政文書の特定について

- (1) 本件処分4では、本件開示請求に係る行政文書として特定すべき見積書が特定されていなかったところであるが、これを保有している旨実施機関の説明があったこ

とから、本件開示請求に係る行政文書として当該見積書を特定するとともに、開示又は一部開示の決定を行うことが妥当である。

(2) また、(1)の他、本件各処分においては、開示請求書に「開示請求をする行政文書の名称」として具体的に行政文書名等が記載されていることから本件開示請求に係る行政文書として特定すべきであったにもかかわらず、下表のとおり、特定しなかったものがあると認められたことから、その理由を実施機関に確認したところ、該当する行政文書を保有していないとのことであり、その説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、これらを本件開示請求に係る行政文書として追加して特定するとともに、保有していない理由を明らかにした上で不開示の決定を行うことが妥当である。

処分	工事名	左の工事に係る行政文書	左の行政文書を保有していない理由
本件処分1	承街第130-1号3・5・4号堤町通り浜田線道路改築工事	・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書	設計書作成に用いる積算基準をすべて記載されており、積算歩掛若しくは工法の見積の別途徴収を必要としなかったため
	承広連第112-6号後平馬屋尻線交付金（道路改築）工事	・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書	設計書の作成を委託したことから、実施機関には存在していないため
	繰大特河第5-5号貴船川大規模特定河川工事	・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書	法人への見積依頼を口頭により行ったことから作成していないため
本件処分2	繰第4340号碓ヶ関大鰐停車場線道路改良工事	・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書	設計書の作成を委託したことから実施機関には存在していないため
本件処分3	承街第310-1号3・5・1沼館三日町線道路改築工事	・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書	県の積算システムで積算が可能のため見積を取っていないため
本件処分4	承大特河第52-5号金木川大規模特定工事	・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書	法人への見積依頼を口頭により行ったことから作成していないため
	交債広連第113-1号五所川原岩木線道路改良工事		

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、見積書が著作権法に規定する未公表の著作物であるとし、見積書を作成した法人からその開示に反対する旨の意思表示がなかったことをもって見積書を開示すべき旨主張しているとみられるが、見積書の開示・不開示はあくまで条例に定められた不開示事由の有無によって判断されるべきものであるから審査請求人の主張は採用できない。

このほか、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、別表のア欄に掲げる文書に記載されている情報のうち、法人の名称及びその他法人情報は条例第7条第3号に、法人の従業員の氏名及び印影は同条第1号に、それぞれ該当することから不開示とすることが妥当であり、また、別表のエ欄に掲げる文書（保有していないことを理由として不開示としたものに限る。）を不開示としたことは妥当であるが、本件開示請求に係る行政文書として別表のキ欄記載の見積依頼書及び見積書を特定しなかったことは妥当でなく、これらを特定した上で、開示、一部開示又は不開示の決定をすべきである。

よって第1のとおり判断する。

第6 付言

1 理由付記について

審査請求人は、各処分には理由付記の不備がある旨主張しているところ、手続条例第8条の趣旨に照らした場合、本件各処分に係る通知書の理由付記は、次のとおり、適切を欠くものがあると認められることから、実施機関においては、今後、適切な対応が望まれる。

(1) 根拠条文をそのまま引用しているもの

本件処分4に係る通知書の「開示しない理由」欄には、根拠条文である条例第7条第3号の規定をそのまま引用した内容が記載されているのみであり、実施機関がどのような理由で同号に該当すると判断したのかといった事柄が当該通知書の記載から了知できない。

(2) 行政文書を保有していない理由が具体的に記載されていないもの

本件処分3に係る通知書では、一部の工事に関する文書を保有していないとして不開示とし、同通知書の「開示しない理由」欄には「請求事項の文書が不存在であるため」と記載されているが、行政文書を作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄したなど、対象文書を保有していない理由が具体的に記載されていない。

(3) 「開示しない部分」欄の記載に不備があるもの

本件処分1では法人の名称及びその他法人等情報が不開示とされているが、同処分に係る通知書の「開示しない部分」欄にはその旨が記載されていない（ただし、法人の名称及びその他法人等情報自体は、前記第5の2(2)のア及びイのとおり、不開示とすることが妥当である。）。

2 不開示情報の開示について

見積書に記載された法人の従業員の印影は、前記第5の2(2)のウのとおり、条例第7条第1号に該当することから不開示とすることが妥当であるところ、本件処分5ではこれを開示している。実施機関は、今後、開示の実施に当たっては、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応をすべきである。

3 対象文書の特定漏れについて

本件処分4では、本件開示請求に係る行政文書として見積書が特定されていなかったが、当審査会からの質問に対して、当該見積書を保有しており、本来特定すべきであった旨説明している。実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として当該見積書を特定した上で開示又は一部開示の決定を行うことが妥当であることは第5の4(1)のとおりであるが、今後、開示請求に係る行政文書の検索及び特定に当たっては、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応をすべきである。

4 対象文書の開示漏れについて

本件処分1では、本件開示請求に係る行政文書として特定し、その一部を開示することとした承広連第112-6号後平馬屋尻線交付金（道路改築）工事に係る見積書について、これを保有しているにもかかわらず審査請求人に開示していないと認められることから、実施機関は適切に対応されたい。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

項目	本件処分1（東青地城県民局地域整備部（令和5年12月21日付け））	本件処分2（中南地城県民局地域整備部（令和5年12月13日付け））	本件処分3（三八地城県民局地域整備部（令和5年12月18日付け））	本件処分4（西北地城県民局地域整備部（令和5年12月14日付け））	本件処分5（上北地城県民局地域整備部（令和5年12月14日付け））	本件処分6（下北地城県民局地域整備部（令和5年12月21日付け））
ア（特定した行政文書）	○承街第130-1号3・5・4号堤町通り浜田線道路改築工事 ・資機材の単価見積の依頼書 ・依頼先から提出された見積書 ・登録単価決定根拠 ○承広連第112-6号後平馬屋尻線交付金（道路改築）工事 ・依頼先から提出された見積書 ・登録単価決定根拠 ○繰大特河第5-5号貴船川大規模特定河川工事 ・依頼先から提出された見積書 ・登録単価決定根拠	○繰第4340号碓ヶ関大鰐停車場線道路改良工事 ・依頼先から提出された見積書 ・登録単価決定根拠	○承街第310-1号3・5・1沼館三日町線道路改築工事 ・見積依頼送付書（「資機材の単価見積の依頼書」） ・依頼先から提出された見積書 ・建設資材価格臨時調査（その1）業務委託報告書 ・登録単価決定根拠	○承大特河第52-5号金木川大規模特定河川工事 ・登録単価決定根拠 ○交債広連第113-1号五所川原岩木線道路改良工事 ・登録単価決定根拠	○承第5-81-6号国道279号道路改良（BP）工事 ・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ・依頼先から提出された見積書 ・登録単価決定根拠 ○承補第348-1号後平青森線道路改良工事 ・資機材の単価見積依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ・依頼先から提出された見積書 ・登録単価決定根拠 ○第229-1号東北横浜線道路改良工事 ・資機材の単価見積依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ・依頼先から提出された見積書 ・登録単価決定根拠	○承第5-51-12号国道279号（むつ南バイパス）道路改良工事 ・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ・依頼先から提出された見積書 ・登録単価決定根拠 ○繰大更河第1-3号新田名部川大規模更新河川工事 ・工事一式に係る見積依頼に係る起案一式 ・依頼先から提出された見積書 ・登録単価決定根拠
イ（特定しなかった行政文書）	○承街第130-1号3・5・4号堤町通り浜田線道路改築工事 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ○承広連第112-6号後平馬屋尻線交付金（道路改築）工事 ・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ○繰大特河第5-5号貴船川大規模特定河川工事 ・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書	○繰第4340号碓ヶ関大鰐停車場線道路改良工事 ・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書	○承街第310-1号3・5・1沼館三日町線道路改築工事 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書	○承大特河第52-5号金木川大規模特定河川工事 ・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ・依頼先から提出された見積書 ○交債広連第113-1号五所川原岩木線道路改良工事 ・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ・依頼先から提出された見積書		
ウ（通知書記載の不開示部分）	「個人氏名」、「住所」、「法人担当者氏名」等の個人情報	設計単価見積書に係る「会社名」、「印影」及び登録単価決定根拠に係る「会社名」	見積書及び登録単価決定根拠の「法人名」及び「連絡先」 承広連第114-3号八戸環状線道路改良工事及び広域第9-2号馬淵川広域河川改修（関根川原地区）工事	月刊建設物価、積算資料及び各者から見積徴収した単価	○承第5-81-6号国道279号道路改良（BP）工事 ・資機材の単価見積依頼書全部 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書全部 ・依頼先から提出された見積書のうち「会社名」、「所在地」、「代表者名」、「印影」、「電話番号」、「FAX番号」 ・登録単価決定根拠のうち「会社名」 ○承補第348-1号後平青森線道路改良工事 ・資機材の単価見積依頼書全部 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書全部 ・依頼先から提出された見積書のうち「会社名」、「所在地」、「代表者名」、「印影」、「電話番号」、「FAX番号」 ○第229-1号東北横浜線道路改良工事 ・資機材の単価見積依頼書全部 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書全部 ・依頼先から提出された見積書のうち「会社名」、「所在地」、「代表者名」、「印影」、「電話番号」、「FAX番号」	○承第5-51-12号国道279号（むつ南バイパス）道路改良工事 ・資機材の単価見積の依頼書 ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書 ・「法人その他団体名」、当該団体の「郵便番号」、「住所」、「代表者役職」、「代表者氏名」、「電話番号」、「FAX番号」、「ホームページのURL」及び担当者氏名並びに「当該団体の印」、「代表者印」、「承認者印」及び「担当者印の印影」 ○繰大更河第1-3号新田名部川大規模更新河川工事 ・「法人その他団体名」、当該団体の「郵便番号」、「住所」、「代表者役職」、「代表者氏名」、「電話番号」、「FAX番号」、「ホームページのURL」及び担当者氏名並びに「当該団体の印」、「代表者印」、「承認者印」及び「担当者印の印影」
エ（ウの不開示理由（「（行政文書の不存在）」とあるのは保有していないことを理由とするもの））	条例第7条第3号該当 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	条例第7条第1号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため 条例第7条第3号該当 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	条例第7条第3号該当 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法人等情報に該当するため （行政文書の不存在） 承広連第114-3号八戸環状線道路改良工事及び広域第9-2号馬淵川広域河川改修（関根川原地区）工事については請求事項の文書が存在しないため	条例第7条第3号該当 法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	条例第7条第3号該当 依頼先から提出された見積書のうち「会社名」、「所在地」、「代表者名」、「印影」、「電話番号」、「FAX番号」及び登録単価決定根拠のうち「会社名」については、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため （行政文書の不存在） 資機材の単価見積依頼書、積算歩掛若しくは工法の見積依頼書は、行政文書発出によらない見積依頼のため、保有していない	条例第7条第3号該当 法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、同号ただし書きのいずれにも該当しないため （行政文書の不存在） 承第5-51-12号国道279号（むつ南バイパス）道路改良工事に係る資機材の単価見積の依頼書については、口頭により見積徴取し、見積依頼に係る文書を作成していないため、また、同工事に係る積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書については、国土交通省土木工事標準積算基準書による歩掛で積算しており、積算歩掛等の見積依頼に係る文書を作成していないため

項目	本件処分1（東青地城県民局地域整備部 （令和5年12月21日付け））	本件処分2（中南地城県民局地域整備部 （令和5年12月13日付け））	本件処分3（三八地城県民局地域整備部 （令和5年12月18日付け））	本件処分4（西北地城県民局地域整備部 （令和5年12月14日付け））	本件処分5（上北地城県民局地域整備部 （令和5年12月14日付け））	本件処分6（下北地城県民局地域整備部 （令和5年12月21日付け））
オ（当審査会からの質問に対する回答等による訂正後の不開示部分）	・見積書に係る「代表取締役」、「担当者等の氏名」、「法人名」、「担当者印及び会社印の印影」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」及び「FAX番号」 ・登録単価決定根拠に係る「法人名」	・設計単価見積書に係る「会社名」、「印影」 ・登録単価決定根拠に係る「会社名」、見積書に係る「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」、「営業所長氏名」及び「担当者印の印影」	・見積書に係る「法人名」、「連絡先」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」、「支店長氏名」、「担当者氏名」、「担当者印の印影」及び「会社印の印影」 ・登録単価決定根拠に係る「法人名」及び「連絡先」	・月刊建設物価、積算資料及び各者から見積徴収した単価 ・登録単価決定根拠に係る「法人名」	・見積書のうち「会社名」、「所在地」、「代表者名」、「印影」、「電話番号」、「FAX番号」、「取引金融機関の情報」、「口座名義情報」、「郵便番号」及び「担当者氏名」 ・登録単価決定根拠のうち「会社名」	ウと同じ
カ（オの開示理由）	条例第7条第1号該当 見積書に記載された「代表取締役、担当者等の氏名」及び「担当者印の印影」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため	条例第7条第1号該当 見積書に記載された「郵便番号」、「住所」、「電話番号」及び「FAX番号」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため	条例第7条第1号該当 見積書に係る「支店長氏名」、「担当者氏名」及び「担当者印の印影」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため		条例第7条第1号該当 「担当者氏名」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため	条例第7条第1号該当 「代表者役職、代表者氏名」、「担当者氏名」及び「承認者印及び担当者印の印影」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないため
	条例第7条第3号該当 見積書に記載された「法人名」、「会社印の印影」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」及び「FAX番号」並びに登録単価決定根拠に記載された「法人名」については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	条例第7条第3号該当 設計単価見積書に係る「会社名」、「印影」、登録単価決定根拠に係る「会社名」、見積書に記載された「営業所長氏名」及び「担当者印の印影」については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	条例第7条第3号該当 見積書に係る「法人名」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」及び「会社印の印影」並びに登録単価決定根拠に係る「法人名」については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	条例第7条第3号該当 登録単価決定根拠に係る「法人名」については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	条例第7条第3号該当 見積書のうち「会社名」、「所在地」、「代表者名」、「印影」、「電話番号」、「FAX番号」及び登録単価決定根拠のうち「会社名」は法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため 見積書に記載された「取引金融機関の情報」、「口座名義情報」及び「郵便番号」は、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、経営機密、営業上のノウハウが明らかになり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	条例第7条第3号該当 「法人その他団体名」、「当該団体の郵便番号」、「住所」、「代表者役職、代表者氏名」、「電話番号」、「FAX番号」、「ホームページのURL」及び「担当者氏名並びに当該団体の印」、「代表者印」、「承認者印及び担当者印の印影」については、法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、同号ただし書きのいずれにも該当しないため
キ（本件開示請求に係る行政文書として特定すべきであるにもかかわらず特定しなかった文書及び特定しなかったこと等に係る説明（審査会からの質問等に対する回答等による））	○ 承街第130-1号3・5・4号堤町通り浜田線道路改築工事に係る積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書については、設計書作成に用いる積算基準に全て記載されており、積算歩掛若しくは工法の見積の別途徴収を必要としなかったため ○ 承広連第112-6号後平馬屋尻線交付金（道路改築）工事に係る資機材の単価見積の依頼書及び積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書については、設計書の作成を委託したことから実施機関には存在していないため ○ 繰大特河第5-5号貴船川大規模特定河川工事に係る資機材の単価見積の依頼書及び積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書については、法人へ見積依頼を口頭により行ったことから作成していないため	繰第4340号碓ヶ関大鰐停車場線道路改良工事に係る資機材の単価見積の依頼書及び積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書については、設計書の作成を委託したことから実施機関には存在していないため	承街第310-1号3・5・1沼館三日町線道路改築工事に係る積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書については、県の積算システムで積算が可能のため見積を取っていないため	○ 各工事に係る見積書については、存在しており、本件開示請求に係る行政文書として本来特定すべきであった ○ 各工事に係る見積依頼書については、口頭により行ったことから作成していないため		

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和6年3月25日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和6年6月4日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和6年6月28日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和6年8月13日	・審査請求人からの意見書を受理した。
令和6年8月23日 (第161回審査会)	・審査を行った。
令和6年9月20日 (第162回審査会)	・審査を行った。
令和6年10月25日 (第163回審査会)	・審査を行った。
令和6年11月1日	・審査請求人からの意見書を受理した。
令和6年11月6日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和6年11月8日	・審査請求人からの意見書を受理した。
令和6年11月18日	・審査請求人からの意見書を受理した。
令和6年11月25日	・実施機関からの書面を受理した。
令和6年11月29日 (第164回審査会)	・審査を行った。

令和 6 年12月20日 (第165回審査会)	・ 審査を行った。
令和 6 年12月23日	・ 審査請求人からの意見書を受理した。
令和 6 年12月24日	・ 実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和 7 年1月21日	・ 実施機関からの書面を受理した。
令和 7 年 1 月24日 (第166回審査会)	・ 審査を行った。
令和 7 年 2 月 3 日	・ 審査請求人からの意見書を受理した。
令和 7 年 2 月21日 (第167回審査会)	・ 審査を行った。
令和 7 年 2 月26日	・ 実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和 7 年 3 月14日	・ 実施機関からの書面を受理した。
令和 7 年 3 月21日 (第168回審査会)	・ 審査を行った。
令和 7 年 4 月 7 日	・ 審査請求人からの意見書を受理した。
令和 7 年 4 月25日 (第169回審査会)	・ 審査を行った。
令和 7 年 5 月23日 (第170回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄 亮	弁護士	会長

（令和7年6月9日現在）